

令和4年11月24日

令和4年第5回中津川市議会（定例会）  
提出予定議案

令和4年第5回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例12件、その他5件、補正予算8件、合計26件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

9月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和4年度中津川市一般会計補正予算（専第7号）

（条例）

1、中津川市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、及び選挙運動用ビラ作成を公費負担するため、改正する。

①自動車の使用及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を施行令と同額に引き上げる。

i 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額（使用1日当たり）

区 分		改正後	改正前
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500円	64,500円
一般運送契約 以外の契約	自動車借入契約	<u>16,100円</u>	15,800円
	燃料供給契約	<u>7,700円</u>	7,560円
	運転手雇用契約	12,500円	12,500円

ii 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額（ポスター1枚当たり）

区 分	改正後	改正前
1枚当たりの単価	<u>541円31銭</u>	525円6銭
企画費	<u>316,250円</u>	310,500円
ポスター1枚当たりの公費負担限度額の計算方法 (541円31銭×ポスター掲示場数+316,250円)÷ポスター掲示場数		

②選挙運動用ビラの公費負担に関する規定を追加する。

選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額（ビラ1枚当たり）

7円73銭

③題名を「中津川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

・施行期日

公布の日

## 2、中津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、制定する。

- ・自治体ではこれまで個人情報保護条例を制定し運用してきたが、令和5年4月1日から地方公共団体の機関に個人情報の保護に関する法律が直接適用されることに伴い、法から委任された事項等を条例で定める。
  - ①条例の適用対象、個人情報取扱事務の届出、開示請求の手続等、中津川市個人情報保護審査会への諮問等について定める。
  - ②中津川市個人情報保護条例を廃止する。
  - ③上記条例の廃止に伴い、中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例で引用する部分を改める。
  - ④中津川市情報公開条例を一部改正し、法に定める不開示情報と中津川市情報公開条例で定める不開示情報とを整合させる改正を行う。
- ・施行期日 令和5年4月1日

## 3、中津川市個人情報保護審査会条例の制定について

中津川市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるため、制定する。

- ・個人情報の保護に関する法律の規定により、地方公共団体は審査会の審議手続等を条例で定めることが必要になるため、条例を制定する。
  - ①中津川市個人情報保護審査会の設置、所掌事項、組織、調査審議の手続、答申書の送付、罰則等について定める。
  - ②中津川市附属機関の設置等に関する条例の別表から中津川市個人情報保護審査会の項を削る。
- ・施行期日 令和5年4月1日

## 4、中津川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、定年年齢の引き上げに伴う制度の整備を行うため、改正する。

- ①中津川市職員の定年等に関する条例の一部改正
  - i 定年年齢の引上げ  
令和5年度から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とする。
  - ii 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入  
管理職は、60歳に達した日の翌年度に、管理職以外の職に降任を行う役職定年制を導入する。
  - iii 定年前再任用短時間勤務制の導入  
60歳に達した日以後、定年前に退職した者について、定年年齢までの間、本人の希望により短時間勤務の職に採用できるものとする。
- ②中津川市職員の給与に関する条例の一部改正  
職員の給料月額は、60歳に達した日の翌年度以後、その者に適用される給料の号給の7割とする。

③中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正

60歳に達した日以後に、定年より前に退職した職員の退職手当は、定年退職と同様に算定する。

④中津川市職員の再任用に関する条例の廃止

職員の定年が引き上げられることに伴い、現行の再任用制度を廃止する。  
定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置する。

⑤以下の9条例について、文言の整理など所要の規定の整理を行う。

- i 中津川市職員の育児休業等に関する条例
- ii 中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- iii 中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- iv 中津川市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例
- v 中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- vi 中津川市職員の分限の手続き及び効果に関する条例
- vii 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- viii 中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ix 中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

・施行期日 令和5年4月1日

(定年予定者への情報提供及び意思確認の規定については、公布の日)

## 5、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

国家公務員に準拠し、職員等の給与を改定するため、改正する。

①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正

- i 初任給及び若年層の給料月額を引き上げるため、大卒初任給は3,000円、高卒初任給は4,000円引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給を改定し、平均0.3%引き上げる。
- ii 職員のボーナスの支給月数を年間4.3月分⇒4.4月分とする。  
(再任用職員は0.05月分引き上げ。)

②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員のボーナスを年間3.25月分⇒3.30月分とする。  
※ 対象職員無し。

③中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

特別職のボーナスを年間4.05月分⇒4.15月分とする。

④中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

議員のボーナスを年間4.15月分⇒4.25月分とする。

・施行期日

公布の日(令和4年4月1日から適用)

給料表の改定、勤勉手当の改定(12月分の引き上げ)

令和5年4月1日

勤勉手当の改定(6月分、12月分の平準化)

## 6、中津川市積立基金条例の一部改正について

中津川市積立基金条例で設置する基金を整理するため、改正する。

- ・現在、中津川市が設置している基金のうち、既に設立時の目的を果たしているもの、残高がなく今後も活用見込みのないもの等があるため、基金の名称及び目的等の見直し、又は廃止により整理する。

①減債基金の積立てる額を下記のように改める。

改正後	改正前
毎会計年度一般会計の歳入歳出予算で定める額及び一般会計の毎年度において新たに生じた歳入歳出の決算剰余金のうちから市長が定める額	毎会計年度一般会計の歳入歳出予算で定める額

②図書館建設及び図書購入基金の名称及び目的を下記のように改める。

(名称) 図書館建設及び図書購入基金 ⇒ 図書館振興基金

(目的) 図書館の建設及び図書の購入に要する財源に充てるため  
⇒ 読書推進及び図書管理に要する資金に充てるため

③電源立地地域対策交付金事業基金、農業振興基金、廃棄物処理施設基金、緊急雇用対策基金を廃止する。

- ・施行期日 公布の日

## 7、中津川市農業・交流活性化基金条例の廃止について

中津川市農業・交流活性化基金を廃止するため、条例を廃止する。

- ・旧加子母村が農業の活性化を図ることを目的に、「加子母村農業・交流活性化基金」として設置していたものを市町村合併に伴う経過措置として設置したが、設置当時の目的を果たしたため、当該基金は廃止する。

- ・施行期日 公布の日

## 8、中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

下野小学校、福岡小学校及び高山小学校の統合に伴い、下野小学校及び高山小学校の施設は目的外の使用に供さなくなるため、改正する。

- ・令和5年4月に下野小学校、福岡小学校及び高山小学校が統合され、統合校「福岡小学校」が設置されることに伴い、下野小学校及び高山小学校の施設は、目的外の使用に供する施設から削除されるため、当該施設の施設使用料に係る規定を削除する。

- ・施行期日 令和5年4月1日

**9、中津川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について**  
学校給食費を公会計化し、徴収管理業務を市が行うため、制定する。

- ・平成31年1月25日に中央教育審議会でもとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、「学校における働き方改革」の具体的な方策の一つとして、学校給食費の公会計化が提言された。

これを受けて令和元年7月31日に文部科学省から「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」が発出され、併せて「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が示され、当市においても、学校給食費を公会計化し、学校給食費の徴収・管理業務を市に集約することで教員の業務負担の軽減や長時間勤務の縮減を図るため、条例を制定する。

- ・学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等から学校給食費を徴収することについて定める。
- ・施行期日 令和5年4月1日

**10、中津川市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について**

福岡学校給食共同調理場を設置し、当該調理場に苗木学校給食共同調理場及び蛭川学校給食共同調理場を統合するため、並びに坂下学校給食共同調理場の名称を変更するため、改正する。

- ①苗木学校給食共同調理場及び蛭川学校給食共同調理場に関する規定を削る。
- ②福岡学校給食共同調理場に関する規定を加える。
- ③「坂下学校給食共同調理場」の名称を「やさか学校給食共同調理場」に改める。

- ・施行期日 令和5年4月1日

**11、中津川市子ども・子育て会議条例の一部改正について**

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正する。

- ・令和4年6月22日にこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、これにより令和5年4月1日に子ども・子育て支援法が改正される。

法改正により条例が引用する部分に条項ずれが生じるため、改正する。

- ・施行期日 令和5年4月1日

## 12、中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童支援員の要件である研修の修了の期限に関する経過措置を延長するため、改正する。

- ・放課後児童クラブで従事する放課後児童支援員の要件として、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」と定められているが、現状は人員不足のため、経過措置として研修未修了の者であっても令和5年3月31日までに研修を修了する予定である者については、研修を修了した者（みなし支援員）とする旨を定めている。

令和5年4月から、福岡小学校区内に新たな放課後児童クラブと季節児童クラブを開設する予定だが、支援員の要件を満たす者が確保できない可能性があるため、研修を修了しなければならない期限を、現行の令和5年3月31日から令和8年3月31日まで延長する。

- ・施行期日 令和5年4月1日

### (その他)

#### 1、東濃5市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について 【初日議決】

- ・東濃5市消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行するため、東濃5市消防通信指令事務協議会を設立するに当たり、その規約を定めることについて協議するため、議会の議決を求めるもの。

- ・規約で定める主な内容

名称 東濃5市消防通信指令事務協議会

関係市 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

協議会の事務所 瑞浪市北小田町2丁目176番地の2

東濃5市消防指令センター

組織 会長 1人、委員 9人

職員 定数 23人

(多治見市8人、中津川市5人、瑞浪市3人、恵那市3人、土岐市4人)

## 2、財産の取得について

中津川西部テクノパーク整備事業用地として、土地を取得する。

・財産の種別 土地

・所在地、地目及び面積

所在地	地目	地積(平方メートル)
中津川市茄子川字二ツ岩402番1の内	山林	341.33
	宅地	252.39
中津川市茄子川字二ツ岩403番119	山林	654.82
中津川市茄子川字二ツ岩403番120	山林	1,307.69
中津川市茄子川字二ツ岩404番4	山林	842.89
中津川市茄子川字二ツ岩405番1	山林	618.82
中津川市茄子川字二ツ岩405番3	山林	1,533.63
中津川市茄子川字二ツ岩405番6	山林	1,672.78
中津川市茄子川字二ツ岩405番8	山林	2,146.21
中津川市茄子川字二ツ岩405番15	保安林	330.56
中津川市茄子川字二ツ岩405番16	山林	333.36
中津川市茄子川字二ツ岩405番19	山林	338.05
中津川市茄子川字二ツ岩406番20	山林	323.65
中津川市茄子川字二ツ岩406番21	山林	427.87
中津川市茄子川字二ツ岩406番22	山林	439.27
中津川市茄子川字二ツ岩423番	山林	12,405.68
中津川市茄子川字二ツ岩425番1	山林	
中津川市茄子川字二ツ岩425番2	山林	
中津川市茄子川字二ツ岩446番1	山林	
中津川市茄子川字二ツ岩425番3	山林	2,344.10
中津川市茄子川字二ツ岩426番1	山林	15,710.11
中津川市茄子川字二ツ岩426番2の内	原野	4,614.63
	ため池	982.53
中津川市茄子川字二ツ岩427番20	山林	184.23
中津川市茄子川字二ツ岩427番9	山林	3,534.41
中津川市茄子川字二ツ岩446番2	山林	8,683.00
合計面積		60,022.01

・取得金額 100,547,688円

・取得の相手方 個人(19名)

### 3、財産の取得について【初日議決】

東濃東部都市間連絡道路整備工事2-2（2）工区の事業用地として、土地を取得する。

・財産の種別 土地		
・所在地、地目及び面積		
所在地	地目	地積(平方メートル)
中津川市駒場字西山2499番の内	原野	5,819.93
中津川市駒場字西山2500番1の内	畑	259.01
合計面積		6,078.94
・取得金額 48,044,688円		
・取得の相手方 個人（1名）		

### 4、5、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 2議案
- ・指定施設数 3施設
- ・指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

議案	施設数	施設名	指定先
4	1	明治座	特定非営利活動法人かしもむら
5	2	中津川市福岡公民館	ふくおかまちづくり協議会
	3	常盤座	

### （補正予算）

（その1）

#### 1、令和4年度中津川市一般会計補正予算【初日議決】

（その2）

#### 2、令和4年度中津川市一般会計補正予算

- 3、 // 国民健康保険事業会計補正予算
- 4、 // 駅前駐車場事業会計補正予算
- 5、 // 介護保険事業会計補正予算
- 6、 // 水道事業会計補正予算
- 7、 // 下水道事業会計補正予算
- 8、 // 病院事業会計補正予算

### お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原 豊  
電話：0573-66-1111（内線441）